

「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」  
の事務執行に関する石垣市長の記者会見（要旨）

1. 県民投票条例制定までの過程に対する疑問

県民投票条例13条に「投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法第252条の17の2の規定により、市町村が処理することとする」となっているが、地方自治法では「条例を制定し改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。」となっている。しかし、条例制定前に担当者間での数回の文書のやり取りはあったものの十分な協議がなされたとは到底言えないと認識している。また地方自治法の解釈では都道府県の権限委譲を求めるものは基礎自治体側からという趣旨であるにもかかわらず、この度の県民投票条例は県側から市町村に対し、事務権限を委譲する形になっている点が大きな疑問である。

よって、義務費か否かも大きな疑念が残る中で今回、県が「義務費」と主張し、各市町村、及び各市町村議会へ県民投票に係る予算案審議をお願いした経緯を考えると各市町村議会、各市町村長の判断に誤った形で予見を与えてしまった可能性も高いと考える。

2. 「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に対する  
考え方

この県民投票は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否のみを問う県民投票となっており、宜野湾市普天間飛行場の早期返還、そして危険性除去のための移設という大前提が確認されていない点に大きな疑問がある。また、県民投票条例11条に「知事は広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行

うものとする。」と規定されているにもかかわらず、県知事自ら辺野古地区へと足を運び反対運動の方々と連携した行動を行っている。また SNS やマスコミ報道等での言動は、まさに辺野古埋立て反対の世論形成であり政治的主張であると言わざるを得ない。この度の県民投票は公職選挙法の適用を受けず、あらゆる広報活動等が可能となるため、沖縄県及び知事の事務執行が客観的かつ中立的に行われる担保が保証されていない。

### 3. 原案執行権の行使について

石垣市議会では、昨年9月定例会において「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に反対する意見書」を賛成多数で可決し、その後、沖縄県知事及び県議会議長へ直接、手交しております。また、12月定例会においては、県民投票に係る費用を計上した補正予算案が否決され、更に再議においても再度否決されました。

本市の最高議決機関である市議会での議決は、大変重要な決定と認識しております。また、今後の市政運営等における市議会との信頼関係は必要不可欠であり、その決定の意に反して原案執行権を行使し投票事務等を実施することは適切でないと判断し、この度の県民投票に関わる予算の原案執行は行わないこととします。

平成31年1月11日

石垣市長 中山 義隆